

## 行政書士会と防災協定を締結

7日、杉並区は東京都行政書士会杉並支部（支部長：小原幹晶・おはらもとあき）と、防災協定を締結しました。この協定により、行政書士会のメンバーが、災害時に、り災証明発行申請をはじめとした行政手続きを代行したり、被災者の生活再建のための相談を担うことになりました。

---

杉並区では、9月1日号の広報紙で、首都直下地震の中でも杉並区内の被害が最大とされている「東京湾北部地震（マグニチュード7.3）」が発災した際の被害想定を発表しました。その被害想定では、震源地に近い区東部に震度6強の揺れが集中し、木造住宅密集地域を中心とした焼失被害は区内全建築物のうち、5棟に1棟と予測されています。また、人的被害としては、死者が541名、負傷者が3,299名と、杉並区ではかつて経験したことのない大きな被害が発生する想定となりました。

この首都直下地震は、今後30年の間に70%の確立で発生すると言われていています。そこで、区内を50m四方の区画ごとに分け、首都直下地震の被害を分析し、自分の住んでいる地域はどうなるかを示しました。そして、耐震改築や不燃化によって、地震被害を大きく減らすことができることを知って、防災・減災対策に取り組むきっかけとしてもらうよう考えています。

しかし、防災・減災対策をいかに行ったとしても、残念ながら地震の発生を防ぐことはできません。こうした災害が発生した時、被災者の不安を取り除くためには、ソフト面での支援が重要となります。被災者の中でも高齢者世帯などは、どこへ支援を求めてよいのか。生活再建をどこから手を付けてよいのかわからない状況となる可能性があります。関係官庁に支援を求めるため、り災証明の交付を受けることさえできない場合も予想されます。

そこで、熊本地震の際に被災者支援として、り災証明の手続き代行や、関係機関への手続きのほか、自治体の実施する相談業務への支援を行うなど、被災者の不安や悩みを取り除き、生活再建に大きな実績を上げたのが行政書士の存在でした。今回、東京都行政書士会杉並支部から区に協力の申し出があり、災害時応援協定を締結することとなりました。この協定締結により、区の被災者支援体制は大幅に強化され、より円滑かつ着実な被災者支援が可能となります。

7日、区役所では杉並支部の小原支部長と田中区長が協定書に署名をしました。田中区長は、「大震災の後に、必要な支援が必要な人に届くような協力を期待しています。」とあいさつしました。

---

### 【報道機関 問い合わせ先】

危機管理室防災課： 電話 03-3312-2111 内線 3601